

第3回
宮崎市児童相談所の
あり方検討委員会

令和6年1月30日
宮崎市

目次

01 これまでのまとめと前回の続き

02 社会的養護

03 附帯する機能

01

これまでのまとめと
前回の続き

必要な諸室

基準案の概要

○児童の居室、相談室、学習等を行う室、食堂（※1）、屋内運動場又は屋外運動場（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）

※1 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。

※2 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合はこの限りではない。

※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

○児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。

①

○児童の居室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、

②

乳幼児のみの居室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

③

○少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の定員は、一人となるよう努めるとともに、

④

その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。この場合、複数の児童での利用が可能な居室を設け、児童の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認めるときは、当該児童が利用できるよう努めなければならない。

⑤

⑥

○居室、浴室及び便所を設ける時は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

○施設等により児童の行動の制限をしてはならない。また、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。

必要な諸室

定員ごとに部屋割りを考えると以下のとおり。

定員	男児、女児それぞれ同じタイプの部屋	①	③	④	⑤	⑥	幼児	②
		18人	7人 ユニット(6人) (8㎡×6部屋) 個室(1人) (8㎡×1部屋) ※感染症やジェンターアイデンティティーへの対応	○	○	○	×	○
16人	6人 ユニット(6人) (8㎡×3部屋、10㎡×3部屋) ※10㎡の部屋の定員は1人とするが、複数の児童での利用可能な部屋とする。 ※感染症やジェンターアイデンティティーへの対応については、静養室等を活用する。	○	○	○	○	△	4人 3.3㎡×4人	○
15人	5人(男女どちらかが6人) ユニット(5人) (8㎡×2部屋、10㎡×3部屋) 個室(1人) (8㎡×1部屋) → 男女共有 ※感染症やジェンターアイデンティティーへの対応 ※10㎡の部屋の定員は1人とするが、複数の児童での利用可能な部屋とする。	○	○	○	○	○	4人 3.3㎡×4人	○
12人	4人 ユニット(4人) (10㎡×4部屋) ※10㎡の部屋の定員は1人とするが、複数の児童での利用可能な部屋とする。 ※感染症やジェンターアイデンティティーへの対応については、静養室等を活用する。	○	○	○	○	△	4人 3.3㎡×4人	○

02

社会的養護

社会的養育の推進①

児童福祉法 H28改正

<新しい社会的養育ビジョン>

- ◆子どもが権利の主体であることを明確にする
- ◆家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実
- ◆家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマニンスー保障）や実親による養育を推進

こども基本法 R5施行

<基本理念>

- ◆全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ◆全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ◆全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ◆全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ◆こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ◆家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

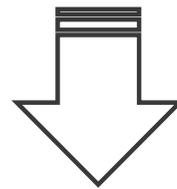


社会的養育の推進②

【こども家庭庁】
乳幼児の家庭養育原則の徹底と
年限を明確にした取組目標

平成29年度から着手

- ★3歳未満 : 75%以上 【概ね5年以内】
- ★3歳以上・就学前 : 75%以上 【概ね7年以内】
- ★学童期以降 : 50%以上 【概ね10年以内】



実際には・・・

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録里親数 (世帯)	全国	12,315	13,485	14,401	15,607	未公表
里親等委託率 (%)		20.5	21.5	22.8	23.5	未公表
登録里親数 (世帯)	宮崎県	128	131	135	138	139
里親等委託率 (%)		13.4	12.4	10.6	10.7	10.2
登録里親数 (世帯)	【参考】	221	255	264	263	未公表
里親等委託率 (%)	福岡市	47.9	52.5	56.9	59.3	未公表

社会的養育の推進③（東京都の例）

東京都社会的養育推進計画（令和2年3月策定）

理念

社会的養護が必要な子供たちに加え、養子縁組成立や家庭復帰後を含めた家庭で生活する子供たちが、生まれ育った環境によらず、家庭や家庭と同様の養育環境において、健やかに育ち、自立できるよう、状況や課題に応じた養育・ケアを行います。

- 子供は、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立等を保障される権利を有します。
- 全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されず、個性や創造力を十分に伸ばし、心身ともに健やかに育ち、社会で自立して生活できるように養育環境を整備することが重要です。
- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまで、総合的に支援する体制を整備していきます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等への委託を推進します。また、施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境を確保します。

目指すべき姿

- 代替養育を必要とする児童が、家庭と同様の環境において養育されるよう、数値目標と達成期限を設定した上で、里親等への委託に向けた取組を推進します。
- 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭的環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアができる体制を整備します。

社会的養育の推進④（東京都の例）

東京都における施策の方向性（一部抜粋）

里親制度の普及 登録家庭数の拡大 委託の推進

里親等委託率を令和11年度までに37.4%（参考R2:16.6%）とすることを目指して、都民の里親制度の認知度の向上を図る普及啓発や、登録家庭数の拡大を図るターゲットを絞った効果的な広報やリクルート、未委託の登録里親に対して養育を経験する機会の提供など、里親等への委託に向けた取組を推進していきます。

里親に対する支援

里親が、委託児童を養育しやすい社会となるよう、企業に対する広報の充実など里親制度の認知度を高め、社会全体で里親家庭を支援する意識の醸成を図る取組や、フォスタリング機関の活用など一貫性・継続性のある里親支援体制の構築を図ります。

特別養子縁組に関する 取組の推進

家庭養育優先の原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組に関する取組を推進するため、養子縁組里親への支援の充実、特別養子縁組を前提とした新生児委託の推進、民間養子縁組あっせん機関との連携などを図ります。

施設の小規模 かつ 地域分散化の促進

施設で生活する児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、引き続き、小規模化・地域分散化に対応する整備を支援するほか、職員の勤務体制や育成、本体施設による支援等について検討を進めます。

ケアニーズが高い児童に 対する専門的なケアの充実

児童のケアニーズに応じた治療的・専門的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制を強化するとともに、虐待等による重篤な症状を持つ児童の行動上の問題や、精神的・心理的問題の改善のための取組を強化します。

社会的養護のもとで育つ 子供たちの自立支援

施設や養育家庭等で生活する児童の進学や就業に向け、自立のための準備や課題解決を支援するとともに、進学・就業後も、自立した生活の安定を図るため、個々の状況に応じた相談・指導を充実します。

社会的養育の推進⑤（他都市の推進事例）

【福岡市】 新しい絆プロジェクト

「児童養護施設の空きが無い！」 「野戦病院化する一時保護所」

↓

『施設定員を増やすのではなく、里親を増やす方向に舵を切る』

↓

市民団体やNPO法人のネットワークと協働して里親開拓を行うことに
平成17年 市民参加型里親普及事業【新しい絆プロジェクト】のスタート

★「里親＝暗いイメージ」を払拭するため、市民ならではの柔軟な発想で明るいイメージのデザイン・キャッチコピーを制作。市民フォーラムの開催、メディアの活用。

(H17～H19) 里親登録数 +45世帯 ・ 里親等委託率 6.9% ⇒ 15.6%

【明石市】 あかし里親100% プロジェクト

里親家庭で養育される子どもが、在籍する学校に引き続き通学できるなど、できるだけ今までどおりの生活を続けられる環境づくりを目指すため、全28小学校全てに里親家庭が存在するように取り組む。

【明石市】 ショートステイ里親

養育里親のうち、1週間以内の短期間の受け入れを専門とする里親を「ショートステイ里親」として位置づけてリクルートを行う。

保護から養育へ

こどもが権利主体

家庭養育の原則

児童相談所設置に伴う連携・協力機関



<宮崎市内の児童養護施設等>

- 児童養護施設 4 か所
- 小規模児童養護施設 3 か所
- 乳児院 1 か所
- ファミリーホーム 2 か所
- 自立援助ホーム 1 か所

03

附帯する機能

その他附帯機能（他自治体の例）

子育て支援 機能

（さいたま市）乳幼児の遊び場・プレイパーク・屋根付運動場等
（神戸市）年齢に応じた遊び場・ひろば・図書コーナー等
（奈良市）地域子育て支援センター・キッズスペース
（明石市）子育て支援センター
（江戸川区）地域交流スペース・子育てひろば

教育支援 機能

（さいたま市）教育相談室・適応指導教室等
（福岡市）子どもの居場所・適応教室等
（熊本市）教育相談室
（中野区）就学相談・教育相談（教育相談室・教育支援室）

障がい・療育 支援機能

（奈良市）子どもの発達相談
（神戸市）発達支援事業

その他 機能

（さいたま市）なんでも若者相談窓口・中高生活動スペース等
（中野区）若者相談

さいたま市児童相談所 平成13年開設

さいたま子ども家庭総合センター「あいぱれっと」の1施設として整備（H30年4月）

施設コンセプト

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設

1階

- 市民コンタクトスクエア

2階

- 児童相談所（受付4階）

3階

- 子どもケアホーム
- あいぱれっと教育相談室
- 相談室エリア

4階

- 総合相談機関総合事務室
- 相談室エリア

屋外

- 冒険はらっぱ

さいたま市児童相談所 平成13年開設

1階



参考：「あいぱれっと」HP (<https://www.i-palette.com/>) より抜粋

さいたま市児童相談所 平成13年開設

1階 総合案内

1階総合案内にて施設の利用案内、利用者登録の申込み受付、なんでも相談窓口のご案内をしております。

ぱれっとひろば

未就学児（0～小学校入学前）とその保護者が対象です。子どもが自由に遊びを選択できます。親は、遊ぶ子どもを見守りながら、くつろいだり、おしゃべりをしたりして過ごすことができる場です。

なんでも子ども相談窓口

おおむね15歳までのお子さんに関することについて、保護者または本人からの相談を受けます。

屋根付き運動場

小学生が遊べる場として、全天候型の屋根付運動場を利用できます。

なんでも若者相談窓口

主に中高生から30代の成人前期の若者を対象に、進路や就職、人間関係等の悩みや相談の対応を行います。

中高生活動スペース

中高生年代を対象とし、自習やサークル、グループ活動を行えるオープンなスペースで、飲食も可能です。また、バンドスタジオとダンススタジオが隣接しています。

目指す4つの視点

①子どもとその家庭に「寄り添う見相」

②地域の様々な社会資源と連携して支援する「まちの見相」

③外部の声を聞く「開かれた見相」

④気軽に立ち寄って相談できる



5つの機能

①地域子育て支援センター

②キッズスペース

③子どもの発達相談

④子ども家庭総合支援拠点

⑤児童相談所



1号館

(1) 子ども家庭総合支援拠点

(2) 児童相談所（一時保護所）

2号館

(1) 地域子育て支援センター

- 概ね0～3歳児とその保護者(妊婦利用可)
- 「子育てコーディネーター」を配置

(2) キッズスペース

- 未就学児とその保護者
- 「屋内遊び場」と「屋外広場」を設置
- 「プレイリーダー」を配置
- インクルーシブな遊び場

(3) 子どもの発達相談

- 就学前の子どもの発達に関する相談が可能。
- 発達検査や各種専門相談をもとに発達に関する相談を進め、園巡回相談等を実施。
※相談は予約制
- 親子教室を開設し、乳幼児期からの早期の発達理解や支援につなげる。

明石子どもセンター（明石市） 令和元年4月開設

明石子どもセンターを中心に、子どもの支援機関が集まっています！

🌸 子育て支援センターおおくぼ

明石子どもセンターと同じ建物内にあります。

★プレイルーム(1階)：0歳からおおむね3歳までの子どもと保護者が、自由に遊んだり、交流する場です。(☎936-7661)

★こども図書館(2階)：0歳から小学生までの子どもと保護者が、本と親しみながら、ゆっくりと時間を過ごすことができるスペースです。(☎936-0126)

※開所日時：火曜日～日曜日9:00～16:00



🌸 あかし里親センター



里親さんや里親に関心のある方が気軽に相談、交流できる場所です。(☎935-9720)

🌸 あかしこども財団

支援を必要とする子どもや家庭の気づきの拠点や子どもの居場所として、こども食堂の運営支援などを行っています。(☎920-9670)

🌸 西日本こども研修センターあかし

全国の児童相談所や児童福祉施設などで、児童虐待対応に携わる職員向けに高度専門的な研修を実施します。2020年4月には研修施設を開設する予定です。(☎920-9675)



●いずれの場所も あかし保健所1階
(大久保町ゆりのき通1丁目4-7)

参考：「明石子どもセンターだより」 (<https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/index.html>)
より抜粋

宮崎市が考える付帯機能①

宮崎市が児童相談所及び一時保護所設置する際に、こども家庭センター以外で同一建物にて設置・運営することで、子どもや保護者にとってメリットが高いと現時点で検討している機能等

① 地域子育て支援センター

小学校就学前の子どもさんと保護者が利用できる施設



【施設イメージ】

○プレイルーム（遊び場）の開放



おもちゃの他、子育て雑誌なども置いている。屋内で親子一緒に遊ぶことができる。

○育児相談



子どもをあやしながら、支援センターのスタッフに育児相談をすることもできる。

- 子育てや子育て支援に関する情報の提供
- 子育てや子育て支援に関する講座や講習

宮崎市が考える付帯機能②

② ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けを受けたい人「依頼会員」と、育児の協力を行いたい人「援助会員」から成る会員組織で、保護者が仕事や通院などで子どもの世話や保育園等の送迎ができなくなったり、子どもを一時的に預けたい時などに利用できるサービスです。

援助活動の内容

- 保育園・小学校などの送り迎え
- 保育園・幼稚園等の開始時間まで、または終了時間後の預かり



- 一時保育（冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際のお預かり、その他、買い物などの用事の際のお預かり）

